

○「議案第114号 訴訟上の和解について」

《主な質疑・答弁等》

* 遅延利息について

本件訴訟における遅延利息の利率8.25%は、契約締結時の川崎市工事請負契約約款第54条に基づくものである。その後、平成22年4月に「契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息」に改正し、改正時の遅延利息は年率3.3%であった。

* 市が負担する訴訟費用及び負担割合について

本件談合事件で市が負担する訴訟費用は、印紙代と郵券代を合わせて全訴訟合計で約126万円、今回和解を検討している1社分では郵券代のみで5,000円を予納した。訴訟費用の負担割合については、双方で分担するのが一般的であると認識しており、本件和解においても裁判所から双方で分担するよう和解勧告がされたものである。

* 訴訟継続中の他の企業との現在の係争状況について

裁判所から和解勧告があったが、双方の主張に大きな隔りがあり和解に至らなかった企業が15社、現在和解を検討中の企業が2社である。

* 談合事件の事例について

平成4年10月に市が発注した下水道工事指名競争入札について談合の疑いがあり、公正取引委員会が市内の土木建設業者に立入検査を行い、平成5年10月に土木、下水管きょ、舗装、上水道関連の146社に対して排除勧告が行われた。その後、平成6年6月に123社に対して合計14億8,400万円の課徴金納付命令が出された。なお、今回の談合事件以降、談合等の不正行為が行われたとの情報は有していない。

* 談合についての市の見解について

過去に発生した談合事件を機に、市では一般競争入札の拡大や罰則の引き上げ等の防止策を講じてきた中で、再び談合事件が発生したことは非常に残念である。訴訟継続中の企業については、市内企業でもあるので、できるだけ早期にこの裁判が終了し、企業活動に従事してほしいと考えている。

* 訴訟継続中の企業の現在の入札参加状況について

公正取引委員会の排除勧告を受けて、本市では今回談合を行った23社に対して指名停止措置を行った。指名停止期間は企業により異なり、最短で4.25か月、最長で9.5か月であるが、指名停止期間が1番長い企業でも指名停止期間は終了しているため、現在は本市の入札に参加可能であり、工事契約を落札している企業もある。

《審査結果》

全会一致原案可決